

保育の実施選考基準指数表

別紙 3

別表 1 基準指数表

種別	保護者（父母）の状況		指数	実施期間		
1	就労	月160時間以上の就労を常態	10	最長就学 前までの 保育を 必要と する期間		
		月140時間以上の就労を常態	9			
		月120時間以上の就労を常態	8			
		月100時間以上の就労を常態	7			
		月80時間以上の就労を常態	6			
		月64時間以上の就労を常態	5			
2	妊娠 出産	妊娠・出産（切迫流産などは疾病として扱う）	7	出産予定月 前後2か月の 期間		
3	疾病	入院1ヶ月以上	10	最長就学 前までの 保育を 必要と する期間		
		居宅 内療 養	常時病臥		10	
			精神疾患		重度の症状	10
					上記以外の程度	8
			一般療養		安静を要する状態（常時病臥に至らない程度）	8
	障害	身体障害者手帳を有し1・2級程度	10	最長就学 前までの 保育を 必要と する期間		
		療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を有しA1・A2・B1, 1・2級程度	10			
		療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を有しB2程度, 3級程度	8			
		身体障害者手帳を有し3級程度	6			
		身体障害者手帳を有し4～6級程度	4			
4	同居親 族の介 護	施設等の付添い	就労に 準ずる 時間	最長就学 前までの 保育を 必要と する期間		
		居宅 介 護	重度障害者等の全介護（要介護5, 4）		10	
			常時観察と介護（食事・排泄・入浴の介護）を要する 場合（全介護を除く）（要介護3）		8	
			上記以外の程度		4	
5	災害 復旧	災害等による家屋の損傷, その他の災害復旧のため保育を することができない場合	10	当該期間		
6	求職	日中求職活動のため, 外出することを常態としている	2	3か月以内		
7	就学等	就学・技能習得のため通学し, 保育をすることができない場合	就労に 準ずる 時間	当該期間		
8	虐待等	虐待やDVのおそれがあること	10	最長就学 前までの 保育を 必要と する 期間		
9	その他, 市町村が定める事由（死亡, 離別, 行方不明, 拘禁等）	10				

## 保育の実施選考基準指数表

別表2 調整指数表

	No.	条 件	指数
福祉的配慮	1	虐待やDVのおそれがある場合	6
	2	ひとり親世帯	6
	3	子どもが障がいを有する場合	3
	4	保護者が重度の障がいで、特に身体的、能力的に養育が困難であると認められる場合	2
	5	生活保護世帯	1
	6	生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合	1
養育環境の配慮	7	育児休暇取得により、一度退園し、育児休暇明けに保育園を入所希望	6
	8	小規模保育などの地域型保育事業の卒園児	3
	9	希望する保育所に兄弟姉妹が入所している	3
	10	転居による転園 転入による入所希望（転出元で施設型保育施設在園児に限る）	1
その他	11	特定職種への配慮（保育等への従事者）	4
	12	産休・育休期間満了後に入所希望	3
	13	出産・育児するために離職して、一度退所したが、就労に伴い、出産後一年以内に同じ保育所を希望	3
	14	親族等の協力者なし	1
減点	15	保育料未納者（未納が6ヶ月以上あり、かつ、納付の相談が無い又は納付約束を履行しない）	-10

別表3 指数の合計が同点の場合の優先順位

第1段階	基準指数が高い世帯を優先する
第2段階	調整指数において 「福祉的配慮＞養育環境の配慮＞その他」の順に優先する (マイナス調整は除く) ※同点の場合「同枠」の最高点以下、順に優先する。
第3段階	実施基準の項目別に優先する 虐待等＞不存在＞疾病・障害＞就労＞親族の介護＞出産＞就学＞災害復旧 (主に保育にあたる者の保育を必要とする理由)
第4段階	待機期間の長い世帯を優先する
第5段階	希望園順位が高い世帯 「第1希望＞第2希望＞第3希望＞第4希望以降順」に優先する